

○以下のQ Aをご覧頂く前にお読みください。

R 7年度からR 8年度への更新や、R 8年度勤務条件（勤務地除く）・福利厚生は例年どおりで変更予定はありません。これらが変更となる場合は兵庫県全体の制度や地方公務員法が改正された場合です。よって、新病院移転という事由があっても特別な手続き等は発生しない予定です。

NO	項目	質問	回答
1	更新・雇用条件	新病院移転に際し、再度の採用試験はありますか。	新病院移転に際しての採用試験はございません。ですが、5年満期を迎える方で、再度の雇用を希望される方については通常通り、再度の採用試験を受験・合格頂く必要があります。
2	更新・雇用条件	新病院移転に際し、雇用条件（給与や勤務時間等）の変更はありますか。	給与や福利厚生は兵庫県の制度に基づくため、新病院移転により変更となることはありません。一方で勤務時間等の病院で決定する事項については、原則現状の条件を維持する方針ですが、新病院での業務量等を鑑み、勤務時間の増減をお願いする可能性はあります。※上限は週35時間です
3	更新・雇用条件	次年度（R8年度）への更新有無はいつ頃わかるのでしょうか。	更新有無が分かる時期は、R8.1頃の予定です。（前後する可能性があります） 次年度への更新は、当該年度の人事評価に基づき判断されるものであるため、人事評価が出揃うR7.12頃以降でないと更新の判断ができないということをご理解ください。 →追記 令和7年10月27日付で配布しました「令和8年度 任用希望について（会計年度任用職員）」でお知らせしましたとおり、「更新しない場合のみ」該当の方へ <u>12月中</u> にお伝えさせて頂きます。このため、更新となる方については連絡はありませんので、ご了承ください。
4	更新・雇用条件	他職種へ異動できますか。	現在任用されている職種と異なる職種での任用はできません。他職種での勤務を希望される場合は、ご希望の職種で求人が出ていればそれに応募頂き、合格する必要があります。
5	更新・雇用条件	有給や更新上限などはリセットされますか。	リセットされません。引き継がれます。
6	業務	業務内容を教えてください。	Q & Aでは会計年度任用職員全体に関係する内容をお答えさせて頂いておりますので、個別の業務内容についてはそれぞれの所属で確認をお願いします。
7	採用試験	正規職員になりたいと考えています。〇〇（職種）は新病院開院に伴い採用試験は実施されますか。	正規職員の採用については兵庫県（病院局）が所管しておりますので、当院では分りかねます。採用情報については随時、兵庫県HPでご確認ください。
8	給与関連	新病院が移転することに伴い、通勤経路も変更になるかと思います。再度通勤届の手続きは必要ですか。	お見込みの通り、通勤届に関する手続きは再度必要となります。手続きの方法・時期については追って給与担当よりご連絡させて頂きます。※時期は未定ですが、R8.3～R8.4頃を予定しています。
9	更新・雇用条件	勤務条件を変更したい。 ・勤務日数を週4日から週5日に増やしたいです。 ・勤務時間を9:00～16:00から9:00～17:00に伸ばしたいです。 等	勤務条件は、所属の状況（業務量や人員状況等）を踏まえ、各所属で個別に決定を頂いております。このため、勤務条件変更に関する相談は所属長にお願いします。
10			
11			
12			
13			

14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		